

新型コロナウイルス感染症対策本部（第82回） （持ち回り開催）

日時：令和3年12月1日（水）

議 事 次 第

議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

（配布資料）

資料1 内閣官房（副長官補室）提出資料

水際対策に係る措置

令和3年12月1日

入国拒否対象地域の追加(法務省)

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の全域を指定(注)。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

アンゴラ、モザンビーク

(注)本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で162か国・地域となる。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

上記の措置は、12月2日午前0時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

(以上)